



# 序章

## - みどりの基本計画について -

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 第1節 | みどりの基本計画の概要      |
| 第2節 | 第2次みどりの基本計画策定の趣旨 |
| 第3節 | 本計画の対象とする「みどり」   |
| 第4節 | みどりの役割           |
| 第5節 | 計画の位置付け          |
| 第6節 | 計画期間と計画対象区域      |

## 序章 みどりの基本計画について

### 第1節 みどりの基本計画の概要

みどりの基本計画とは、都市緑地法※第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園等の整備や維持管理、緑化活動への市民参加の促進など、みどりに関する基本的な方針を定める計画です。

#### 都市緑地法 (基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

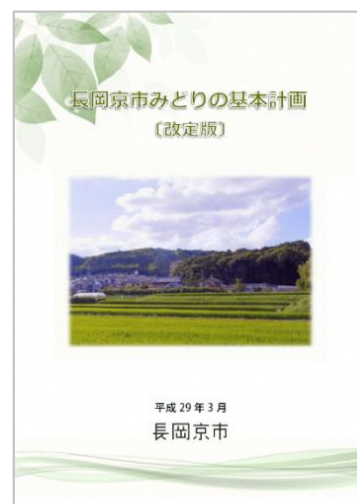
- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
- 五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項
- 六 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する次に掲げる事項
- 七 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 九 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 十 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

### 第2節 第2次みどりの基本計画策定の趣旨

本市では2004(平成16)年3月に、本市の将来像であった「“緑豊かな長岡京”住みつけたい歴史のまち長岡京」の実現に向けて「長岡京市緑の基本計画」を策定しました。

その後、2017(平成29)年3月に改定をしましたが、都市緑地法の改正など、みどりを取り巻く社会情勢の変化に対応していく必要が出てきました。

そのため、現行計画が期間満了を迎えることも踏まえ、改めて総合的・体系的に緑化の推進と緑地の保全に向けた指針として、「長岡京市第2次みどりの基本計画」を策定しました。



### 第3節 本計画の対象とする「みどり」

本計画の対象とする「みどり」には、樹木や樹林、草花などの植物だけではなく、その生育基盤となる水、土、大気、これらによって形成される環境(公園などの緑とオープンスペース、農地、河川・ため池などの水辺空間、住宅敷地の緑化空間など)を含みます。

また、みどりの保全活動や啓発、環境教育、市民との協働によるみどりのまちづくり活動なども本計画の対象とします。

なお、都市における農地については、2017(平成29)年の都市緑地法\*改正において、緑地に含まれるものとして明確に位置付けられました。

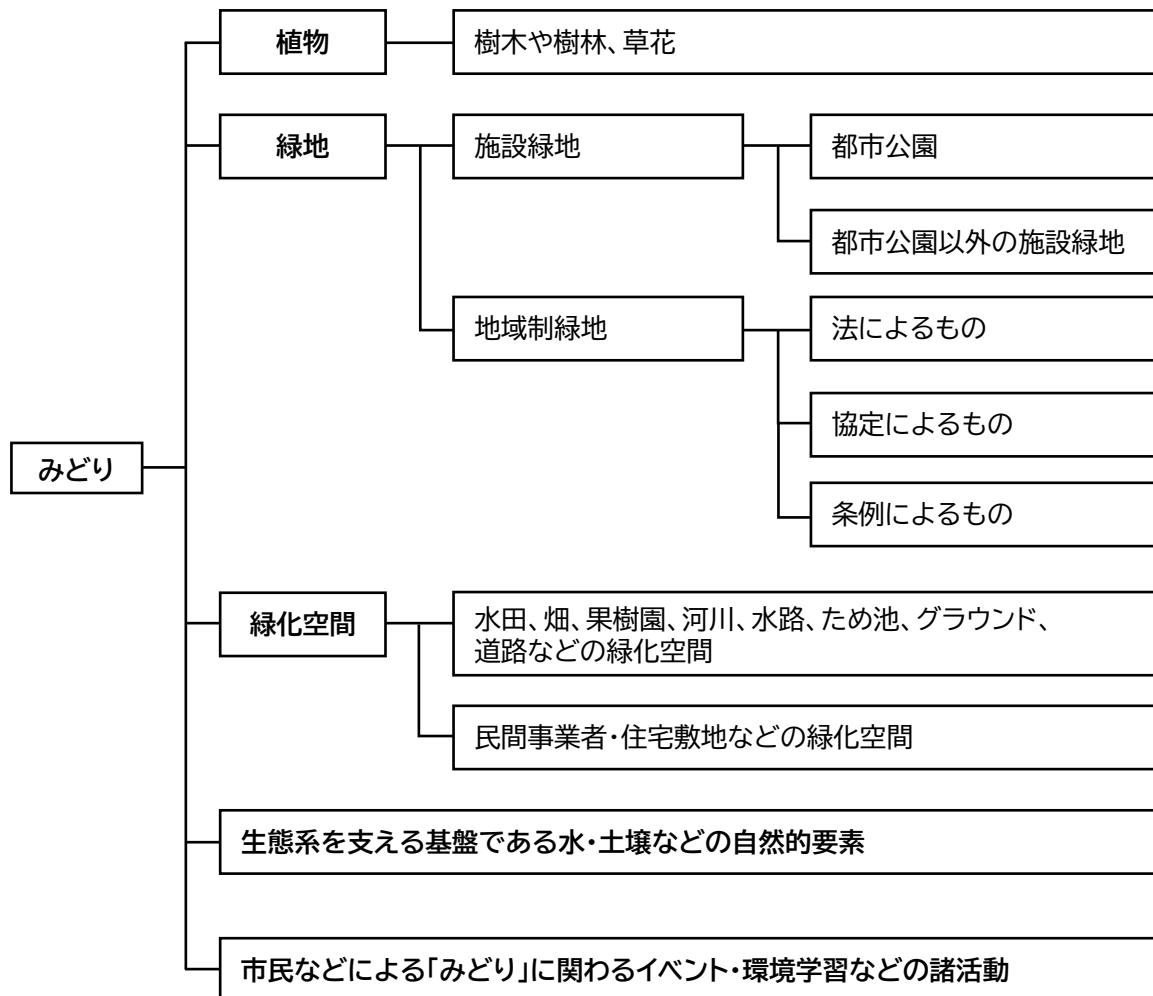


図 序-3-1 本計画の対象とする「みどり」

出典:長岡京しみどりの基本計画(2017(平成29)年3月)

#### 「みどり」の使い方

「長岡京市緑の基本計画(2004(平成16)年3月)」では、計画名称に「緑」を使用していましたが、「長岡京しみどりの基本計画(2017(平成29)年3月)」より、樹木や樹林、草花などの植物だけではなく、公園や学校などのオープンスペース、河川・ため池などの水辺空間など、より広い範囲を意味する言葉として、「みどり」が用いられました。本計画でも前計画の趣旨を継承し、「みどり」を用いることとします。

## 第4節 みどりの役割

みどりには、環境保全や景観形成、防災、レクリエーションなど、様々な機能があります。

### 【環境保全】

樹木の木陰は、ヒートアイランド現象※緩和の効果があります。加えて、大気の浄化や騒音・振動の緩和、防風・防塵などの効果があります。また、多様な生き物の生育・生息地であり、人と自然が共生する都市環境を形成しています。植物で覆われた土地は、雨水の貯留・涵養機能を持ち、都市の健全な水循環の一翼を担っています。

### 【防災】

公園などは、大規模地震や火災などの発生時において、避難場所、火災の延焼防止、活動拠点等として、多様な機能を持っています。

### 【景観】

四季の変化を実感できる生活環境や景観を創出し、生活にゆとりやうるおいをもたらします。また、地域の歴史文化等と深く関わっており、みどりを活かした個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。

### 【レクリエーション】

レクリエーションの場として、活用することで人々を癒し、心身の健康の増進に寄与します。休息、散策、スポーツ、遊びといった健康づくり活動や野外レクリエーションの場を提供しています。

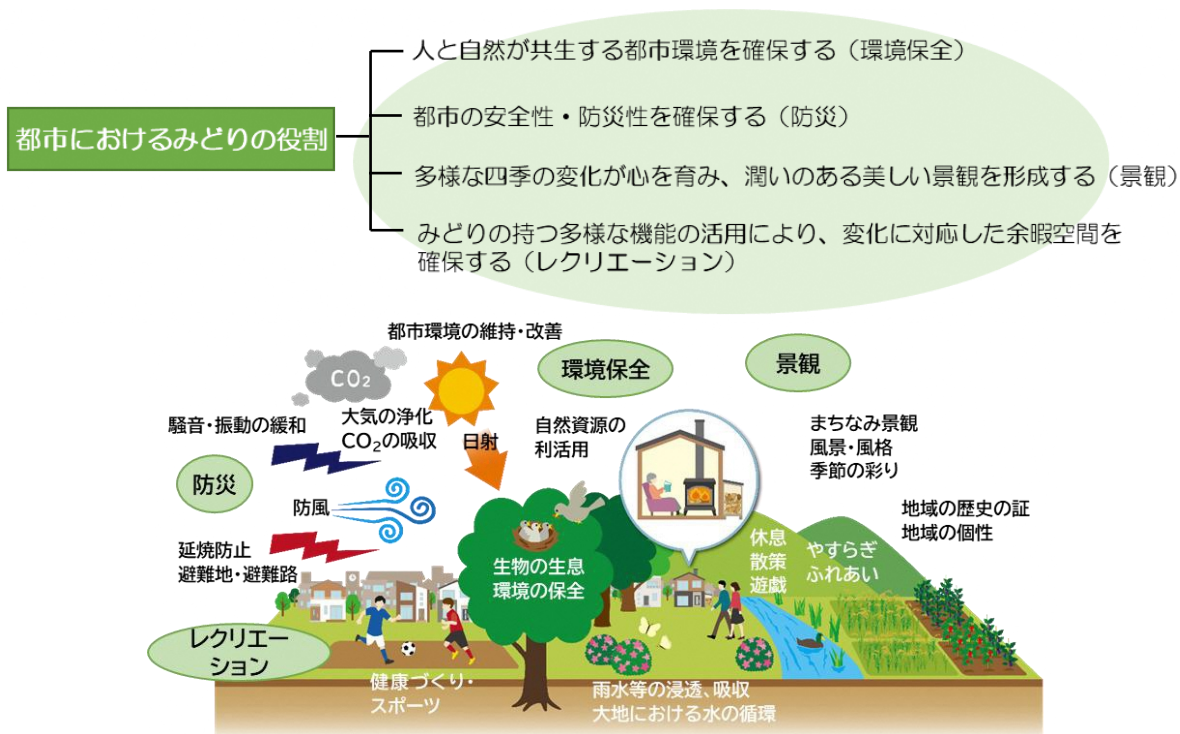
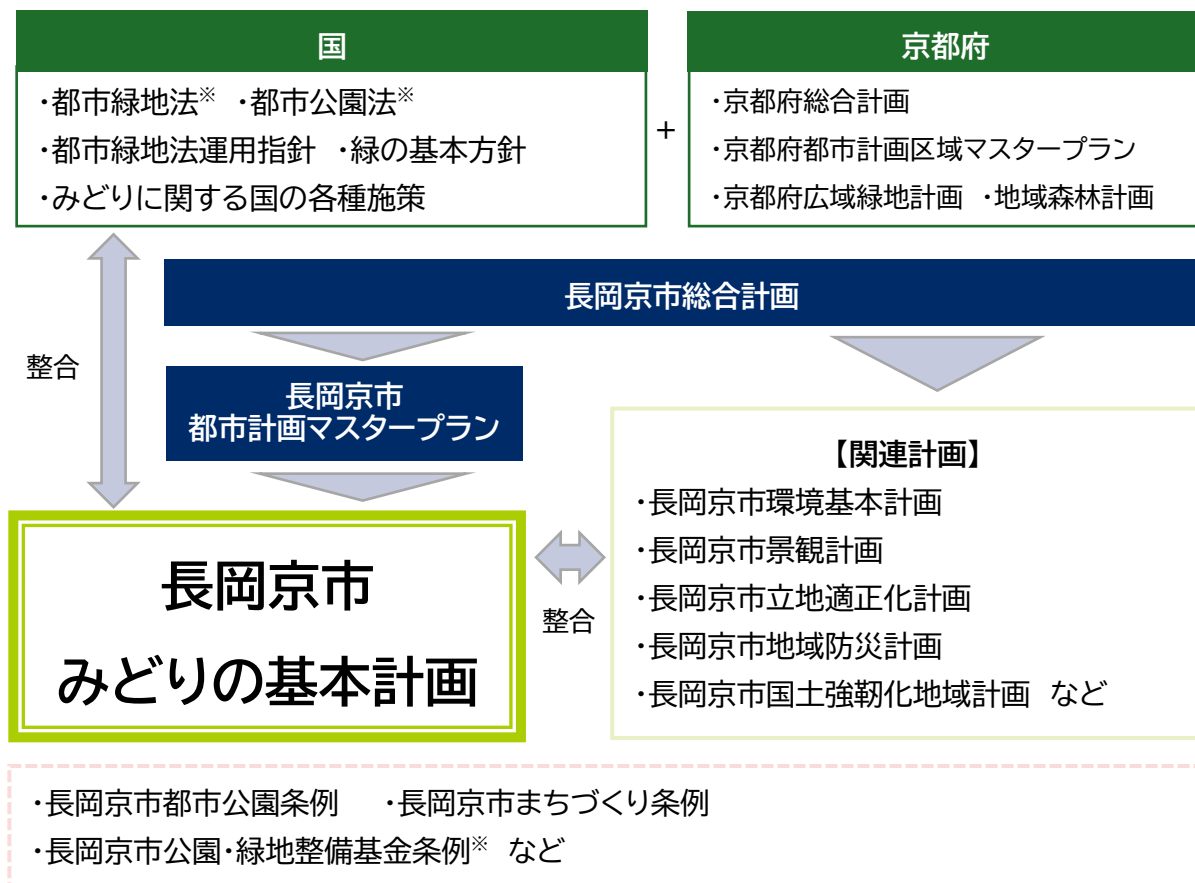


図 序-4-1 都市におけるみどりの役割

出典：長岡京すみどりの基本計画(2017(平成29)年3月)

## 第5節 計画の位置付け

本計画は、上位計画である総合計画やまちづくりの目標を定める都市計画マスタープラン※、関連計画である環境基本計画、景観計画等との調和・整合性を図ります。また、広域的な視点から関連法令、国の方針や施策、京都府の「京都府都市計画区域マスタープラン※」、「京都府広域緑地計画※」等との整合を図ります。



## 第6節 計画期間と計画対象区域

計画期間は、2026(令和8)年から概ね20年間とします。計画対象区域は本市全域とします。

